

答 申 第 1 7 9 号
平成17年 2月 9日

千葉県知事
堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成16年1月14日付け市第1147号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成13年9月7日付けで異議申立人から提起された平成13年7月10日付け市第382号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成13年7月10日付け市第382号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 県が、市第384号で提出させた行財政診断に関わる自己診断書は、地方自治法第252条の17の5に基づき、地方自治体の組織及び運営の合理化を目的として当該自治体に対し適切な助言若しくは勧告をするため、必要な資料の提出を厳に求めたものである。

求められた自治体は、それぞれ法の主旨、すなわち当該自治体の健全な発展及び住民の福祉の増進を図るため、貴重かつ膨大なコストをかけ作成し、提出したものである。

そのような貴重かつ重要な資料の全てが、その理由も明らかにされないまま、一方的に返却され、既に、県には不存在であるという事実は県民として信じられぬ事態であり、決してあってはならない事である。

そのうえ、当該資料の返却に際し、当然添付されねばならない送付の事実を証する書類（送付案内等）も作成されていないことなど、あってはならないことでありとても信じられないことである。

このことは、返却の理由はもとより返却日すら特定できない事態につながり、地方公務員法に抵触する行為であるといわざるを得ない。

かかる事態は請求人及び県民として決して容認できるものではなく、当該資料の返却日とその理由等を文書をもって特定し、明らかにしてほしい。

イ 実施機関は、異議申立てに対する理由の説明を行っていない。そもそも、何故返却されたのか、その理由が未だに明らかにされないのは極めて遺憾である。7支庁分は返却せず保管されているとのことだが、未返却自治体との差も問題だが、返却された自治体についての実状把握、あ

るいは確認が必要な際は、その診断結果にどう対応するつもりなのか、納税者、県民として憤りさえ覚える。

まして、返却の送り状も不作成では、当該事務の事実があったのかの確認すらできない。当該文書が県になくても良いのかどうか聞きたい。

また、「適切な処理ではなかった」とされているが、その責任と処分についても明らかにされなければならない。

本件については、他にも多くの問題点を指摘できるが、異議申立てで記述したこと及び今後の対応を含め納得性のある説明を求めたく厳に審査を願うものである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 行財政診断は、地方自治法の規定により、知事が地方公共団体に対して行う組織及び運営の合理化に資するための技術的な助言及び勧告を行うこと等を趣旨に昭和55年に千葉県市町村等行財政診断規則（以下「規則」という。）を制定し、市町村課（平成12年度の組織改編前は、地方課。以下同じ。）及び支庁で実施している。
- (2) 平成12年度の行財政診断の自己診断書については、実施団体から市町村課に提出されたものについては、実施団体に返却したが、開示請求があった「その返却日、理由が分かる資料及び返却時に添付された送り状の控」に該当する行政文書については、返却日、理由が分かる資料については作成しておらず、返却時に添付された送り状の控えについては、必要と判断せず、保管していなかった。
なお、同じく平成12年度の行財政診断を実施した東葛飾、印旛、香取、海匝、山武、長生、安房の7支庁では提出のあった自己診断書を実施団体に返却していない。
- (3) 以上のとおりであり、行政文書返却の取り扱いについて、必ずしも適切な処理ではなかったが、請求に係る行政文書は保有していないため本件決定を行ったものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件決定について

本件請求の対象となる行政文書は、「平成12年7月3日付け市第38

4号の通知で提出させた自己診断書（実施の全自治体）が返却された場合、その返却日、理由が分かる資料及び返却時に添付された送り状の控」（以下「本件文書」という。）であり、実施機関は、本件文書を保有していないとして、不存在を理由とした本件決定を行ったものである。

なお、実施機関は当初、知事が保有する行政文書の開示等に関する規則に基づく「行政文書不開示決定通知書」により通知すべきところ、平成13年6月27日付けで「請求却下通知書」により、文書の不存在を理由として開示請求を却下するという不適法な内容の通知を行ったことから、平成13年7月10日付けでこれを取り消し、同日付で本件決定を行ったものであった。

(2) 本件文書の不存在について

異議申立人は、自己診断書を提出させた文書番号等を表記して、それが返却された場合の資料等を請求しているのに対して、実施機関は本件文書を保有していないとしているので、以下に行財政診断の位置付け・実施方法等について 確認の上、本件決定の妥当性について検討するものとする。

ア 行財政診断の法的位置付け・実施方法等について

(ア) 行財政診断の法的位置付け

市町村等の行財政診断は、地方自治法第252条の17の5及び第252条の17の6の規定により都道府県知事の権限とされる市町村等に対する「適切と認める技術的な助言若しくは勧告」を行うことなどに関連して、規則及び千葉県市町村等実施要領（以下「実施要領」という。）を制定し、昭和55年度から実施されているものである。

(イ) 実施方法等

規則第3条によれば、行財政診断は総務部長が行うとされ、具体的には実施要領第3により市町村課及び管轄支庁の職員で編成される行財政診断班により実施されている。

診断事項は、財政運営及び一般財務管理など規則第4条に定める5つの事項の全部又は一部であり、行財政診断の結果、助言又は勧告の必要があると認められる場合には、総務部長が当該市町村等にその内容等を通知するものとされている。

対象となる市町村等は、県下の全市町村を数年で一巡することを目的に実施計画で定められ、5月末までに当該市町村等に通知される。行財政診断に当たっては、原則として、市町村課長が定める様式にしたがって、市町村等が調書を作成した上、自己診断を行い、その自己診断結果に基づいて県による診断が行われるものである。

例年、この自己診断書の様式は診断事項それぞれについて、数十頁に及ぶ大部なものとなり、行財政診断を受ける市町村等は、この自己診断書を実施予定日の3週間前までに、市町村課及び管轄の支庁に指定の部数を持参により提出する。

実施機関に確認したところ、行財政診断に要する時間は、原則として各市町村等2日間と短期間であることもあり、各担当者は、自己診断書が提出された後、3週間で自己診断書を精査し、行財政診断における着眼点等について確認の上、当該自己診断書を持参の上、各市町村等に出向くとのことであった。行財政診断は、この自己診断書をもとに市町村等の担当者から現状や課題等を聴取しながら行い、診断結果については、実施要領第8に行財政診断の終了後、現地で口頭により講評するものと定められている。

イ 本件文書の不存在について

(ア) 行財政診断の実施について

開示請求の対象とされた平成12年度については、主として市町村課職員により構成された診断班により診断される市が、館山市、野田市、茂原市及び浦安市の4市、主として管轄支庁の職員により構成された診断班により診断される町村が、酒々井町、栄町、多古町、干潟町、光町、九十九里町、山武町、横芝町、白子町、三芳村、丸山町及び天津小湊町の12町村の合計16市町村で行財政診断が実施されたことが、市町村課に保管されていた自己診断書の提出を求める文書の決裁書等により確認された。

(イ) 本件文書の不作成等について

上記アで確認したとおり、行財政診断は市町村等が作成した自己診断書により行われ、この自己診断書の様式は、市町村課が指定している。

市町村等は、実施機関からの求めに応じ、自己診断書を作成し、市町村課及び管轄支庁に必要部数を持参により提出しているものである。

異議申立人が、開示請求書に表記した文書番号等は、この提出を求める文書に係るものである。

したがって、平成12年度においても、市町村課及び管轄支庁の職員が、それぞれの市町村等が項目ごとに作成した、大部に及ぶ自己診断書をあらかじめ精査し、着眼点等を確認して、当該自己診断書を持参して、市町村等へ出向いたものと推認される。

ところで、当審査会における答申178号において、平成12年度における行財政診断に係る復命書が作成されておらず、不存在であると認

められたが、行財政診断に係わった職員が、現地で口頭講評が行われるものについて、帰庁後に復命書の作成を要しないとされていたとすると、持参した大部の資料を持ち帰り、後日、郵送等により各市町村等へ返却することは、事務の効率性から不合理である。

そこで、市町村課に確認したところ、行財政診断の終了後、現地で返却しているとのことであった。そうすると、返却の理由、返却日が記録された資料を作成すべき必要性は希薄であり、仮に送り状を添えたとしても、決裁の上、施行される文書ではなく、担当の連絡文書であったものとも考えられ、その送り状の控を保存する必要性がないと判断したとする実施機関の説明は不合理とはいえない。また、事務室の書架等からもその存在は確認されなかった。したがって、本件文書は存在しないものと認められる。

(3) 附言

ア 診断結果の記録等について

行財政診断は、上記2(1)に詳述したとおり、普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため行われるものであり、規則や実施要領を定めて行われることを考えれば、その診断結果が単に口頭講評によるのみで、文書による記録を残さないとする扱いは、県及び市町村等が負うべき説明責任の観点から、妥当を欠くものであると言わざるを得ない。

また、実施機関は、市町村課と同じく行財政診断を行った支庁については、自己診断書を返却していないとしているが、行財政診断班を構成する機関によって、その使用する資料の取扱いが異なることは、県の事務事業に対して誤解を生じさせ、県政に対する信頼を損なうものともなり得ると考えられるものである。

なお、行財政診断が助言や勧告の前提として行われるもので、不適正な事務処理等を指摘し、これを是正させることなどを目的とする法定の検査業務とは異なる性格を有することや、地方分権一括法施行以来、市町村等への県の関与が形を変えつつあることなどの背景も踏まえて、上記の問題点の解消のため、取り扱いを検討されるよう附言する。

イ 対象文書の特定等について

実施機関は、本件に係る異議申立てがあつてから、2年後の平成15年度になってから、行財政診断に関わった各支庁に対象文書の有無を確認しているが、異議申立てがあつた場合には、速やかに決定の見直しを行った上、諮問すべきであり、期間の経過がいたずらに事案の解決を困

難にするものであることを再認識して、今後の事務を行うべきである。

また、異議申立人への当初の通知が、様式の間違いにより取り消されたことも、異議申立人に十分な理由の説明を行う必要も認められるので、善処されたい。

(4) 結論

以上のとおり、本件文書は存在しないものと認められるので、実施機関が不存在を理由として行った不開示決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 1. 14	諮問書の受理
16. 2. 5	実施機関の理由説明書の受理
16. 3. 15	異議申立人の意見書の受理
16. 11. 15	審議
16. 12. 16	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成16年12月16日現在)